

人間総合科学研究科

博士前期課程 現職教員1年制プログラム（10月期）
（障害科学専攻）

出願から入学までのフローチャート

出願資格を確認しましょう！

このプログラムは、現職教員の再教育及び専修免許状の取得に対する社会的要請に応えることを目的としています。

次のいずれかに該当する場合は、出願資格審査は**不要**

- 大学(4年制)を卒業した者
- 学士の学位を取得した者
- 教育職員免許法による、小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教諭、若しくは養護教諭の専修免許状、又は一種免許状を有する者（22歳以上）
- その他

<出願資格の詳細はこちら>

次のいずれかに該当する場合は、出願資格審査が**必要**

- 短期大学または高等学校を卒業した者
- 専門学校または各種学校を卒業した者
- 16年に満たない学校教育制度の外国の大学を卒業した者
- その他

<出願資格の詳細はこちら>

〈志望する指導教員と事前に連絡をとってください〉
〈研究分野に関する問い合わせ先(専攻)はこちら〉

出願に必要な証明書等
早めに準備してください。

出願に必要な証明書等
早めに準備してください。

入学願書等

出願書類のダウンロードはこちらから
願書等記入例はこちらから

入学願書等

- 出願資格審査様式
あらかじめ申し出てください。
- 通常の出願書類
出願書類のダウンロードはこちらから

検定料納付

出願前に納入してください。

出願資格審査



平成28年(2016年)9月1日までに書類一式を提出して下さい。
本学大学院で、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか否かを審査します。

出願期間
平成28年(2016年)9月20日～9月21日、9月23日必着
提出書類に不備があった場合は受理しません。

受験の際に特別な配慮を必要とする者、所定の申請書
特別措置の申請
障害のある者で、受験の際に特別な配慮を必要とする者は平成28年(2016年)9月1日までに「所定の申請書、診断書、障害者手帳の写し」を提出してください。

受験票
平成28年(2016年)9月29日に発送します。

受験者心得
本学ホームページにて平成28年(2016年)9月30日に掲載します。

試験日程
平成28年(2016年)10月13日
<過去の入試問題公開状況はこちら>

合格発表
平成28年(2016年)11月2日

入学手続書類
平成29年(2017年)2月17日に発送します。

入学手続
平成29年(2017年)3月上旬



1. 募集人員

専攻名	募集人員	備考
障害科学	若干名	

(注)

1. 障害科学専攻の募集は、10月期と2月期の2回に分けて実施します。(募集人員は若干名)
2. このプログラムは現職教員が1年間で修士を取得するものですが、出願資格の(1)から(8)に加えて(a)から(d)の条件が必要となります。このプログラムとは別に現職教員も2年の課程を受験できますので、受験を希望する場合は、一般入学試験、社会人特別選抜の学生募集要項をご参照ください。
3. 入学の時期は、4月入学となります。

2. 出願資格

このプログラムは、現職教員の再教育及び専修免許状の取得に対する社会的要請に応えることを目的としています。原則として修業年限は1年です。

出願資格は(1)から(8)のいずれかに該当し、かつ、(a)から(d)のすべての条件を満たすものとします。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号:旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校を卒業した者等)
 - (8) 本学の大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと及び平成29年(2017年)3月までに22歳に達する者
- (a) 出願時において、学校教育法第1条に規定する学校の教員として勤務している者
 - (b) 平成29年(2017年)3月末日までに通算3年以上の勤務経験*を有する者
 - (c) 1年間で修士論文を作成できる教育実践あるいは研究論文等の実績がすでに十分ある者
 - (d) 志望する指導教員と研究計画等について事前に十分に相談していること

*勤務経験の年月数について

- 平成29年(2017年)3月末日までの期間で算出する。但し、それ以前に退職する場合は、退職予定日までとする。
- 経験月数が1ヶ月未満の場合は、1ヶ月に切り上げて算出する。
- 休職期間は、勤務経験年月数に算出しない。

(詳細はこちらから:上記以外の出願資格及び資格審査の有無はここで確認してください)

3. 出願書類等

下記の「摘要」欄及び「願書等記入例」を参照し記入のうえ、提出してください。

出願書類は、原本を提出してください（複写可と記載がある場合は除く）。

【本学指定様式】

書類等		提出該当者	摘要
1	入学願書	全員	所要事項を記入し、提出してください。
2	履歴書	全員 (外国人出願者を除く。)	所要事項を記入し、提出してください。
3	外国人出願者用履歴書	外国人出願者全員	所要事項を記入し、提出してください。
4	職歴調書	全員	所要事項を記入し、提出してください。
5	受験票・写真票	全員	所要事項を記入し、写真（出願前3か月以内に撮影した無帽上半身正面のもので、大きさは縦4cm×横3cm、同一の写真を使用）をはって、切り取り線に沿って切り取って提出してください。上記要件に合わない場合には、受理しません。
6	机上受験票・受付票	全員	所要事項を記入し、切り取り線に沿って切り取って提出してください。
7	研究計画書	全員	所要事項を記入し、提出してください。
8	教育研究に関する業績等調書	全員	① 所要事項を記入し提出してください。本調書は出願資格を確認するために必要となりますので、必ず記入の上、提出してください。 ② その活動内容を示せる印刷物や制作物があれば、代表的なもの5点以内を添付してください。制作物については現物ではなく、写真などを利用して説明してください。なお、提出された印刷物等は、試験終了時に返却します。
9	教育実践に関する業績等調書	全員	① 所要事項を記入してください。本調書は出願資格を確認するために必要となりますので、必ず記入の上、提出してください。 ② その活動内容を示せる印刷物や制作物があれば、代表的なものを5点以内で添付してください。制作物については現物ではなく、写真などを利用して説明してください。なお、提出された印刷物等は試験終了時に返却します。
10	宛名シート①	全員	所要事項を記入し、提出してください。 合格者に合格通知書等を送付する際に使用します。
11	出願書類等提出明細票	全員	所要事項を記入し、提出してください。
12	宛名シート②	全員	角形2号封筒を各自で用意し、宛名シート②に所要事項を記入のうえ、封筒にはり付け、出願書類を入れて郵送（書留速達）または、持参してください。

【出願者が各自用意する証明書等】

書類等		提出該当者	摘要
1	卒業証明書（注）	全員	本学大学院への出願資格を満たす大学の卒業証明書を提出してください（通常は学士の学位を取得した大学(学部・学群)）。 注) 修士又は博士の学位を取得している場合であっても、学士の学位を取得した大学の証明書が必要です。

2	学位取得証明書 (注)	①外国の大学を卒業した者 ②大学評価・学位授与機構で出願資格を得る者	① 外国の大学を卒業した者は学士相当の学位を取得したことを証明する書類(学位取得証明書等)を提出してください。 注) 修士又は博士の学位を取得している場合であっても、学士の学位を取得した大学の証明書が必要です。 ② 大学評価・学位授与機構で出願資格を得る者は、学位授与証明書(学位授与申請受理証明書)、成績証明書等学位取得に係る証明書すべてを提出してください。
3	成績証明書 (注)	全員	本学大学院への出願資格を満たす大学の成績証明書を提出してください(通常は学士の学位を取得した大学(学部・学群))。 注) 修士又は博士の学位を取得している場合であっても、学士の学位を取得した大学の証明書が必要です。 なお、編入学等により認定されている科目がある場合には、編入学等前の成績証明書も併せて提出してください。
4	在職証明書	全員	出願資格を満たす在职証明書。(通算3年以上の勤務経験を証明できるもの。)当該所属長(教育長等)による在职証明書(様式任意A4判)を提出してください。勤務経験に非常勤を含む場合は、その時期の在职証明書も併せて提出してください。(常勤の場合は任用期間、非常勤の場合においては雇用上の勤務時間数も明示されたもの。)
5	受験承認書 (様式任意)	全員	当該所属長による受験承認書(様式任意A4判)を提出してください。
6	国費留学生証明書 (様式任意)	外国人出願者の該当者	他大学に在籍している国費外国人留学生は、当該大学の発行する国費留学生証明書を提出してください。
7	返信用封筒 (362円切手貼付)	全員	長形3号封筒を用意し、この封筒に志願者の郵便番号・住所・氏名を記入し、362円切手をはって提出してください。[受験票送付用]

(注) 婚姻等により証明書と氏名が異なる場合は、戸籍抄本(写し可)を添付してください。

※出願書類により取得した個人情報及び試験成績の個人情報については、入学者選抜に関する業務に利用します。また、入学手続き完了者のうち、日本学生支援機構奨学金申請者に限っては選考の際の審査資料の一部に利用します。

4. 検定料

30,000円 (国費外国人留学生を除く)

所定の金融機関等からの払い込みとなります。

① 払込期間

平成28年(2016年)9月1日(木)から、出願期間に間に合うよう払い込んでください。

② 払込場所

ア コンビニエンスストア(ローソン、ミニストップ、セブン-イレブン、ファミリーマート、サークルK、サンクスに限ります。)

イ 郵便局、銀行、信用金庫、農協(JA)などの金融機関受付窓口(ATM(現金自動預け払い機)から払い込みすることはできません。必ず金融機関の受付窓口から払い込んでください。)

ウ 外国在住の方は、クレジットカード(VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS)により払い込むことができます。詳細は、本学ホームページをご覧ください。

<http://www.tsukuba.ac.jp/admission/graduate/shiharai.html>

③ 払込方法

コンビニエンスストアを利用する場合は、PCまたは携帯電話で専用サイト上から申し込み、情報端末等（店舗により異なります。）を使用して払い込みます。

金融機関（郵便局、銀行、信用金庫、農協など）を利用する場合は、本学指定の払込用紙（5枚綴りの専用紙）を使用し、金融機関窓口から筑波大学の指定口座宛に払い込みます。出願書類をWeb上からダウンロードした者は、別途「払込用紙」を※郵送又は来校して入手してください。

※長形3号封筒を用意し、この封筒に返信用郵便番号・住所・氏名を記入し、82円切手をはったものと、「払込用紙希望」の旨のメモを同封し、下記に郵送してください。

〒305-8577

茨城県つくば市天王台1丁目1番地の1

筑波大学教育推進部教育推進課大学院入試

【コンビニエンスストアの場合】

ア PC又は携帯電話Web上の専用ホームページ、店内にある情報端末を利用して払い込みますので、払込用紙は使用しません。

イ 実際の操作の手順については、別紙の案内書「コンビニエンスストアでの検定料払込方法」を参照して払い込みください。

コンビニエンスストアでの検定料払込方法（PDF）

ウ 払込手数料は、入学志願者本人の負担となります。

【郵便局の場合】

ア 本学所定の払込用紙（5枚綴りの専用紙）を利用し、各票の「払込人」欄（※印の欄）に、入学志願者（本人に限る）の住所・氏名（英字・漢字ともに必ずフリガナを付す）及び電話番号を黒又は青のボールペンで正確に記入してください。また、払込取扱票（振込通知書）には、出願する研究科名も記入してください。

イ 払込用紙に検定料30,000円を添え、窓口に納めてください。

ウ 「郵便振替払込金受領証」及び「郵便振替払込受付証明書」を受付窓口から受け取る際には、「受付局日附印」が押されていることを確認してください。

エ 払込手数料は、入学志願者本人の負担となります。

【郵便局以外の金融機関の場合】

ア 郵便局以外の金融機関から筑波大学の指定金融機関（三菱東京UFJ銀行または常陽銀行。払込用紙の裏面を参照）の口座宛に払い込む場合は、本学所定の払込用紙（5枚綴りの専用紙）を利用し、各票の「払込人」欄（※印の欄）に、入学志願者（本人に限る）の住所・氏名（英字・漢字ともに必ずフリガナを付す）及び電話番号を黒又は青のボールペンで正確に記入してください。また、払込取扱票（振込通知書）には、出願する研究科名も記入してください。

イ 各票の「振込先」欄に、銀行名（三菱東京UFJ銀行または常陽銀行。払込用紙の裏面を参照）欄に応じて支店名、口座番号をそれぞれ記入してください。

ウ 払込用紙に検定料30,000円を添え、窓口に納めてください。

エ 「郵便振替払込金受領証」及び「郵便振替払込受付証明書」を受付窓口から受け取る際には、「受付局日附印」が押されていることを確認してください。

オ 払込手数料は、入学志願者本人の負担となります。

④「**検定料**収納証明書（収納印**不要**）」（コンビニ払込）又は「**受付局日附印**」が押された「**郵便振替**払込受付証明書」（**金融機関**払込）を**入学願書**の所定欄にはり付けてください。

「検定料収納証明書」又は「受付局日附印」が押された「郵便振替払込受付証明書」が所定欄にはり付けられていない場合は、出願を受理しません。

5. 出願方法

(1) 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、出願書類等提出明細票で確認のうえ、下記(2)の出願期間中に下記(3)受付場所に持参するか、又は郵便局で書留・速達にして教育推進部教育推進課（「11.問い合わせ先」）あて郵送（必着）してください。

なお、提出（持参または郵送）にあたっては、本学所定の宛名シート②に所要事項を記入し、出願する封筒にはり付けてください。

(2) 出願書類の受付期間

平成28年(2016年)9月20日（火）～9月21日（水）、9月23日（金） 9時～15時（昼休み12時～13時）
（持参、郵送とも期間内に必着のこと。期間終了後到着分は受理しません。）

(3) 受付場所

筑波大学 本部棟高層棟8階会議室

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1丁目1番地の1

受付場所周辺地図URL：http://www.tsukuba.ac.jp/access/map_central.html

(4) 出願書類を受理したときは、9月29日（木）に「受験票」を発送します。

なお、10月6日（木）までに受験票が到着しないときは、教育推進部教育推進課に照会してください。

(5) 出願に当たっての注意事項

- ① 提出書類が不足していたり、記載事項に不備がある場合には、出願書類を受理しないことがありますので、提出前によく確認してください。
- ② 出願後の志望研究科又は専攻の変更は認めません。
- ③ 出願書類及び既納の検定料は、返還しません。

（注）出願にあたり、カリキュラム、研究指導分野等について不明な点がある場合は、「8.過去の入試問題公開状況」の問い合わせ先まで連絡してください。

6. 選抜方法等

○選抜方法

提出書類及び学力検査の結果を総合的に判定し、入学候補者を決定します。

○学力検査日程・試験科目等

下記の日程により実施します。

<博士前期課程>

障害科学専攻

月日		10月13日（木）	
科目		専門科目（200点）	口述試験（200点）
専攻	時間	10:00～11:30	13:30～17:00
障害科学		障害科学に関する問題を出題する。	研究計画、専門に関する知識等について個別に行う。（注）

（注）口述試験の配点200点には、研究計画書の評価100点が含まれます。

本専攻に関する問い合わせ先は、障害科学専攻アドレス：dsdc#@@human.tsukuba.ac.jp（メールを送信する前に「#」を削除してください。）です。

○学力検査等の試験場

筑波大学（茨城県つくば市天王台1丁目1番地の1）

〔詳細については、「10.受験についての注意事項等」の「受験者心得」をご覧ください。〕

7. 合格発表・入学手続

○合格発表

平成28年(2016年)11月2日（水）10時

筑波大学本部棟南駐車場（中央口案内センター隣接）に設置した掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には、合格通知書を同日「書留」にて発送します。

○入学手続

(1) 合格者には、入学手続案内（入学に際して必要な提出書類が同封されています。）を平成29年(2017年)2月17日（金）に発送しますので、これに従って入学手続をとってください。

なお、その際有職者（非常勤、アルバイトを除く。）については、任命権者が発行する就学することについて支障がないことが判断できる書類（研修命令書、休職証明書、または就学承認書等）を併せて提出してください。

(2) 入学時に必要な経費

① 入学料

282,000円（入学手続の際納付した入学料は、返還いたしません。）

② 授業料

第1期分（4月～9月分）267,900円

第2期分（10月～3月分）267,900円（年額535,800円）

（注1） 入学時及び在学中に、学生納付金の改定が行われた場合は、改定時から新たな納付金額が適用されます。

（注2） 入学料については、国費外国人留学生は不要です。

(3) 外国籍の方は、入学手続時までに「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)に基づき、大学院入学に支障のない在留資格を得てください。

なお、本学に外国人留学生として入学を希望する者は必ず「留学」の在留資格を得てください。

8. 過去の入試問題公開状況

専攻	閲覧	コピー	郵送	問い合わせ先	電話（直通）
障害科学	○	○	○	障害科学域事務室（専攻事務）	029(853)6609 （注）

（注） 過去の入試問題のコピーおよび郵送は過去1年分のみです。

9. 受験の際に特別な配慮を必要とする者

障害のある者で、受験の際に特別な配慮を必要とする者は、平成28年（2016年）9月1日（木）までに「所定の申請書、診断書、障害者手帳の写し」を教育推進部教育推進課（11.「問い合わせ先」）へ提出してください。

特別な配慮の例

- ・ 時間延長、別室受験、着席場所の指定など
- ・ 点字による受験など
- ・ 筆記のためのパソコン、視覚補助具、補聴器など特別な道具の持ち込み・使用など
- ・ 手話通訳などの特別な要員の必要性など
- ・ これらを希望する場合には、その状態を証明できる診断書等の提出が必要になります。

これらを希望する場合には、その状態を証明できる診断書等の提出が必要になります。

10. 受験についての注意事項等

受験についての注意事項が記された「受験者心得」を一読し、その指示に従って受験してください。

受験者心得は、本学ホームページにて平成28年（2016年）9月30日（金）に掲載します。

11. 問い合わせ先

学生募集に関し、不明な点等がある場合には、次まで照会してください。

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1丁目1番地の1
筑波大学教育推進部教育推進課大学院入試
電話 029 (853) 2230・2231
取扱日及び時間：月～金曜日の9時～17時
〔ただし、休日（国民の祝日、振替休日）を除く。〕

現職教員1年制プログラム案内

1. 現職教員1年制プログラムの特色

現職教員1年制プログラムは、大学院修学休業制度あるいは教育委員会派遣等による研修制度を活用して、短期間の集中的学習で修士号並びに専修免許状の取得を可能にすることを目的に設けられたプログラムで、次のような特色をもっています。①1年間での修了を原則とすること、②教育実践あるいは実践的な研究において既に実績をもつ現職教員を対象とすること、③修了要件として修士論文の審査を必要とすること、④修士（特別支援教育学）の学位が授与されること、⑤専修免許状が取得できること。人間総合科学研究科障害科学専攻では平成25年4月に教育研究科特別支援教育専攻と統合し、すでに30年に近い高度専門職業人養成の実績があり、本プログラムにおいても、問題意識を有する現職教員を、その意欲や主体性に応じて集約的、選択的に教育する教授能力を十分に備えています。また、筑波大学には、附属学校として、小学校、中学校、高等学校などが6校、特別支援学校が5校あります。本プログラムでは、必要に応じてこれらの附属学校との連携を行うなどして幼稚園、小学校、中学校、高等学校等や特別支援学校の教員を対象にしたリカレント教育を目的としています。

2. 現職教員1年制プログラムの指導体制

(1) 履修スケジュール

本プログラムの入学後の履修については、次のような流れになっています。

入学後、研究テーマと単位取得計画に沿って単位履修申請を行い、修了要件である30単位の履修を進めます。この際、入学前に大学院の科目等履修生等として取得した単位は、所定の手続きを経れば、10単位を上限として認定されます。修士論文については中間的な発表等を行い、研究の進捗状況を報告し、教員からの指導を受けます。入学年12月には、修士論文を提出した後、学位論文の査読及び最終試験があります。

本プログラムの修了生については、修士（特別支援教育学）の学位が授与されます。また、当該単位を修得すれば、専修免許状を取得することができます。

(2) カリキュラム上の配慮・工夫

数多くの専門的な授業が開設されています。これらの授業を履修することによって、各自の研究課題についてさらに知識を広め、また深められるとともに、関連領域の授業から、研究課題を幅広く捉え直すこともできます。

出願資格詳細（現職教員1年制プログラム）

このプログラムは、現職教員の再教育及び専修免許状の取得に対する社会的要請に応えることを目的としています。原則として修業年限は1年です。

出願資格は(1)から(8)のいずれかに該当し、かつ、(a)から(d)のすべての条件を満たすものとします。

A. 出願資格審査を要しない者

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号：旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校を卒業した者等）

B. 出願資格審査を要する者※

- (8) 本学の大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者及び平成29年(2017年)3月までに22歳に達する者（（注1）及び（注2）参照）
 - (a) 出願時において、学校教育法第1条に規定する学校の教員として勤務している者
 - (b) 平成29年(2017年)3月末日までに通算3年以上の勤務経験*を有する者
 - (c) 1年間で修士論文を作成できる教育実践あるいは研究論文等の実績がすでに十分ある者
 - (d) 志望する指導教員と研究計画等について事前に十分相談していること

*勤務経験の年月数について

平成29年(2017年)3月末日までの期間で算出する。但し、それ以前に退職する場合は、退職予定日までとする。

経験月数が1ヶ月未満の場合は、1ヶ月に切り上げて算出する。

休職期間は、勤務経験年月数に算出しない。

※ 出願資格審査とは、本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があるか否かを出願前に審査すること。出願資格(8)で出願しようとする者が該当します。

次の（注1）及び（注2）をよく読み、（注1）の要領で申請してください。

（注1）出願資格(8)で出願しようとする者については、出願資格認定審査を行いますので、あらかじめ教育推進部教育推進課（「11.問い合わせ先」）へ申し出て、次の指定様式・書類を入手し必要事項を記入の上、平成28年(2016年)9月1日（木）までに教育推進部教育推進課あて提出してください。

なお、出願書類は出願資格認定審査が終了するまでその受理を保留します。

① 出願資格(8)で出願しようとする者

- (ア) 出願者調書・・・指定様式
- (イ) 通常の出願書類（但し、検定料は出願資格認定審査結果が出るまでは払込まないでください。）
- (ウ) その他研究科が必要と認める書類

② 出願資格(8)で出願しようとする者のうち、原則として、外国人出願者で、大学教育修了までの学校教育の課程が16年に満たない国において大学教育を修了した者で、次の(a)に該当し、かつ、本学大学院において、(1)の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- (a) 大学教育修了後、国内若しくは国外の大学又は大学共同利用機関等これに準ずる研究機関において研究生、研究員等として相当期間（おおむね1年以上とする。）研究に従事した者及び平成29年(2017年)3月までに従事することとなる見込みの者

- (ア) 通常の出願書類（但し、検定料は出願資格認定審査結果が出るまでは払込まないでください。）

(注2) 出願資格(8)に該当する者とは、短大・高専・専修学校・各種学校の卒業生、外国大学日本校、外国人学校その他の教育施設の修了者（見込みを含む。）で、個人の能力の個別審査により、本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者等です。

出願資格について疑問等がある場合は、教育推進部教育推進課（「11.問い合わせ先」）に照会してください。